

自動車環境報告書の作成・公表

対象事業者は、計画書を提出した翌年度から、前年度の取組実績についての報告書を作成し、市に提出するとともに、自らその報告書を公表します。

報告書の提出期限 各年度の6月末まで（計画期間最初の年を除く）

市による公表等

- 市は、事業者が提出した計画書・報告書の概要をホームページなどにより公表します。
- 条例に基づく措置の実施に関して必要な指導・助言・立入調査等を行います。
- 計画書・報告書の提出義務違反、虚偽の記載等については勧告を行います。また、勧告に従わない場合には事業者名の公表を行います。

エコドライブのすすめ

やさしい発進を心がけましょう

やさしく発進



車間距離は余裕をもって定速走行に努めましょう



無用なアイドリングをやめましょう



エンジブレーキを積極的に使いましょう



不要な荷物を積まないようにしましょう



渋滞をまねくことから違法駐車はやめましょう



市ホームページにも内容を掲載していますので、ご活用ください。

この制度に関するご質問は下記まで

<http://www.city.hiroshima.jp/>

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL 082-504-2185 FAX 082-504-2229

広島市環境局エネルギー・温暖化対策部企画課



広島市では、2050年までに温室効果ガスを70%削減する目標を掲げ取り組んでいます。皆様のご協力をお願いします。

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく

自動車環境管理制度

平成22年4月1日からスタート

制度のポイント

- 1 対象事業者には、自動車の温室効果ガスの排出の抑制等のための自主的な計画を策定し、実績を報告していただきます。
- 2 計画書・報告書の概要を事業者自ら公表していただくとともに、市ホームページでも公表します。
- 3 対象事業者以外の事業者も、自主的に計画を策定し、提出・報告することができます。

≡ 広島市